



はじめに

この7月に日本で「北海道洞爺湖サミット」が開催されました。このサミットは世界の先進8ヶ国の首脳によるサミット（G8）でしたが、中国やインドなどの新興国も参加して「国連気候変動枠組条約（UNFCCC）」の京都議定書（1997年京都開催）以降の在り方を決める「環境サミット」でもありました。結果はご承知のように満足できる具体的な目標は明示されませんでした。が発展途上国（新興国を含む）と先進国とは一緒になって地球温暖化問題に対応していく決意だけは確認できたようです。そもそも、この気候変動枠組条約が設立されて世界の189ヶ国が締結する枠組みになった根元は、1992年に開催された「地球サミット」でした。このサミットでは世界全体が取り組む大きな政策として「気候変動枠組条約」と「生物多様性条約」の2つが掲げられました。気候変動枠組条約と並んで重要なこの「生物多様性条約」がこれから紹介する我が国の自然再生政策のスタート点でもありました。

1. 自然再生に向けた政策の動き

地球サミットを受けて我が国では、1995年に「生物多様性国家戦略」が計画されました。しかしこの段階ではまだ完成された政策まで充実してはいませんでした。2001年に小泉首相の元で設置された「21世紀『環の国』づくり会議」において、積極的に自然を再生する公共事業として「自然再生型公共事業」の推進が提言されました。「総合規制改革会議」において、自然の再生・修復を地域住民、NPO等の多様な主体の参画により省庁の枠を超え効果的・効率的に進めることの条件整備の必要性が提唱されました。さらに、2002年3月に「新・生物多様性国家戦略」が策定され、自然

再生を今後展開すべき大きな施策と位置づけ、それを受けて、2002年12月に「自然再生推進法」が成立しました。

2. 「新・生物多様性国家戦略」と「自然再生推進法」

「新・生物多様性国家戦略」では、表に示すように「7つの提案」がなされています。この提案の中に「自然の再生」が位置づけられています。

「自然再生推進法」の基本理念は、「自然再生推進法第2条に「過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域市民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全し、再生し、創出し、またはその状態を維持管理すること」と記載されています。これを受け、「森・川・海」を対象とした流域圏での自然再生協議会が全国で展開し、2007年までに18のプロジェクトが実施されることになりました。しかし、実際には自然再生推進協議会を市民の側から立ち上げていくことは大変困難な状況です。自然再生の基本理念に従い再生事業を実施するには、多様な主体による組織を作り、自然再生の目的・目標を定め、自然再生を実現できる技術と評価法が必要となります。図1に

表 「7つの提案」

1. 絶滅防止と生態系の保全
2. 里山の保全
3. 自然の再生
4. 移入種対策
5. モニタリングサイト1000
6. 市民参加・環境学習
7. 国際協力

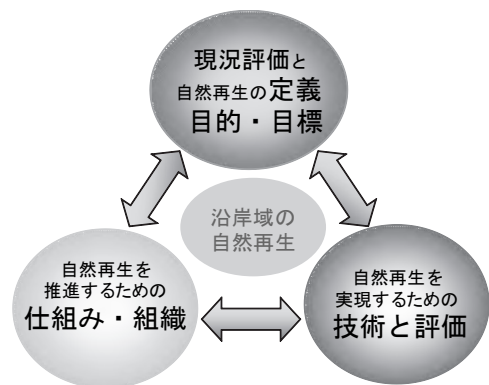


図1 自然再生のための実施活動の構成



(引用：国土交通省資料)

図2 全国海の再生プロジェクト実施海域

は、自然再生事業化の達成のために必要不可欠な3つの活動項目を核とする構成概念図を示しました。各々の核にはまだ多くの課題を持っています。

### 3. 全国海の再生プロジェクト

自然再生推進法が成立する以前の2001年4月に、環境、防災、国際化等の観点から都市の再生を目指す21世紀型「都市再生プロジェクト」の推進等、都市の再生に関する施策を総合的に推進するため、内閣に都市再生本部が設置されました。2002年6月には「都市再生特別措置法」が施行されました。

この都市再生プロジェクトの第三次決定(2001年12月)で、大都市の「水循環系の再生」において「海の再生」の行動計画が策定されました。水質汚濁が慢性化している大都市圏の「海」の再生を図ることを目的としており、先行的に東京湾奥部を対象に、その水質を改善するための行動計画を策定することが決定しました。

その後、2003年3月に「東京湾再生のための行動計画」が策定され、2003年7月には、「大阪湾再生推進会議」が設置され、2004年3月には「大阪湾再生行動計画」が策定されました。「大阪湾再生行動計画」の内容や具体的な活動については、

次回以降に紹介されることと思います。

そこで、この一連の「海の再生」プロジェクトを、国内の大都市圏を持つ閉鎖性海域を対象にして発展的・包括的な施策となったのが「全国海の再生プロジェクト」です。これは2004年6月に策定された「国土交通省環境行動計画」として、国と自治体関係機関との連携で推進されるものです。この政策の一環として、図2に示すように、2006年2月と3月に伊勢湾と広島湾の再生推進会議が設置され、その後、再生行動計画の策定に着手され、2007年3月に共に再生行動計画が提案されました。

以上紹介しましたように、代表的な閉鎖性海域である4大湾(東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾)で「海の自然再生」の活動が始まりましたが、実際には具体的な事業実績や活動が見えない状態にあります。自然環境を再生することは元来難しいことではありますが、我々一人一人があきらめず忍耐強く活動し、自然を取り戻すよう努力をしていきたいものです。

上嶋英機 (広島工業大学)